



南三陸町

子育て  
ハンドブック

〈令和 5 年度 改訂版〉

## はじめに

「南三陸町子育てハンドブック」は、南三陸町で子育てをされている方のために、子育てに関する支援や制度などをまとめた冊子です。

自然豊かなこの町で安心して子育てができるよう、お子さんの成長に合わせた情報を掲載していますので、ぜひご活用ください。



町では、母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、妊娠期・子育て期の方向けの情報を配信しています。

- ・子どもの成長や一生に一度のイベントを大切に記録したい。
- ・健診の日程や、必要な手続きの情報を逃さずに知りたい。
- ・子どもの発育や予防接種のスケジュールなど、いろいろと不安がある。
- ・子育て関連施設や子育てイベントについて知りたい。

このような声にお応えするため、必要な時に必要な情報を配信するほか、子育てに役立つ機能がたくさんあります。

ぜひ、紙の母子健康手帳と合わせてお使いください。



＼ 母子モ (ポシモ) で検索! /




## ○南三陸町子育てカレンダー

P.2~3

### 1 妊娠したら

P.4~6

- 1-1 妊娠届・母子健康手帳交付 1-2 出産・子育て応援事業 1-3 妊産婦相談  
1-4 妊婦一般健康診査 1-5 妊婦歯科健康診査 1-6 国民健康保険の産前産後期間の免除  
1-7 国民年金の産前産後期間の免除 1-8 社会保険に加入している方の保険料免除

### 2 赤ちゃんが生まれたら

P.7~11

- 2-1 出生届 2-2 健康保険の加入 2-3 出産育児一時金 2-4 子ども医療費助成  
2-5 児童手当 2-6 子育て世帯応援券(誕生) 2-7 未熟児養育医療費助成  
2-8 新生児聴覚検査 2-9 産婦一般健康診査 2-10 赤ちゃん・産婦訪問

### 3 お子さんの健診・予防接種

P.12~15

- 3-1 乳児一般健康診査 3-2 乳幼児健康診査・健康相談 3-3 フッ素塗布事業  
3-4 予防接種事業

### 4 お子さんの健やかな成長のために

P.16~18

- 4-1 絵本のプレゼント 4-2 子育て相談 4-3 離乳食相談(食生活相談)  
4-4 子育て支援センター 4-5 一時預かり事業

### 5 保育所・幼稚園

P.19~21

- 5-1 保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園 5-2 フッ化物洗口事業

### 6 学校教育支援

P.22~25

- 6-1 就学時健康診断 6-2 子育て世帯応援券(入学)  
6-3 要保護準要保護児童生徒就学援助 6-4 放課後児童クラブ  
6-5 南三陸町教育支援センター「はまゆり」 6-6 南三陸町育英資金貸付事業  
6-7 南三陸町看護・介護学生等修学資金貸付事業  
6-8 南三陸町医学生等修学資金貸付事業

### 7 ひとり親家庭のために

P.26~27

- 7-1 児童扶養手当 7-2 母子・父子家庭医療費助成  
7-3 母子父子寡婦福祉資金貸付金 7-4 ひとり親家庭等就業支援講習会

### 8 障がいのあるお子さんのために

P.28~32

- 8-1 身体障害者手帳 8-2 療育手帳 8-3 精神障害者保健福祉手帳  
8-4 特別児童扶養手当 8-5 障害児福祉手当 8-6 自立支援医療(育成医療)  
8-7 補装具費用の助成 8-8 日常生活支援用具の給付  
8-9 南三陸町難聴児補聴器購入助成事業 8-10 障害者医療費助成  
8-11 児童通所支援 8-12 日中一時支援事業 8-13 南三陸町障害者相談支援事業

### 9 その他の支援・相談





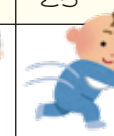







P.33~34

- 9-1 児童虐待 9-2 DV(ドメスティック・バイオレンス) 9-3 防災

## ○南三陸町の子育て関係機関一覧

P.35

# 南三陸町子育てカレンダー

	妊娠前・妊娠中	赤ちゃんの誕生	生後1か月ごろまで	生後2～4か月ごろまで	生後6か月ごろ	生後7～10か月ごろ	1歳ごろ	1歳6か月ごろ	2歳ごろ	3歳ごろ	5～6歳ごろ	小学校以降
こどもの発達	 赤ちゃんを迎える準備期間です	 こんにちは! 赤ちゃん	 体つきがふっくらしてきます	 首がすわってきます	 寝返りができるようになります	 はいはいやお座りができるようになります	 つかまり立ちができるようになります	 ひとり歩きができるようになります	 自我が芽生えてきます	 身の回りのことが少しずつできるようになります	 友達との関係がより深くなります	
届出・手当		出生届 P.8	子ども医療費助成 (18歳到達後最初の3月31日まで) P.9		児童手当 (中学校卒業まで) P.9							
	妊娠届 母子健康手帳交付 P.4	子育て世帯応援券 (誕生) P.10	ひとり親家庭への支援 P.26～27									子育て世帯応援券 (小学) P.22
		障がいのあるお子さんへの支援 P.28～32										
		新生児聴覚検査 P.10										
健診・健康	妊婦一般健診 P.5 妊婦歯科健診 P.5 妊産婦相談 P.5	産婦一般健診 P.11	乳児一般健診 (1回目) P.12		乳児一般健診 (2回目) P.12		2歳半歯科健診 P.13		就学時健診 P.22			
		3～4か月児健診 P.13	5～6か月児健康相談 P.13		1歳6か月児健診 P.13		3歳児健診 P.13					
		赤ちゃん・産婦訪問 P.11	フッ素塗布事業 1歳6か月児・2歳児 2歳6か月児・3歳児		フッ化物洗口事業 (年中・年長児から) P.21							
		子育て相談、離乳食相談 (食生活相談) P.16										
予防接種	※こちらの表は助成対象期間を表しています。標準的な接種年齢についてはP.13をご覧ください。	定期 P.14	ロタウイルス (ロタリックス: 生後6週～24週、ロタテック: 生後6週～32週)		小児肺炎球菌 (生後2か月～5歳未満)		BCG、B型肝炎 (生後2か月～生後1年に至るまで)		五種混合 1期 (生後2か月～7歳6か月未満)		五種混合 2期 (11歳～13歳未満)	
		任意 P.15	麻しん風しん混合 1期 (1歳～2歳未満)		水痘 (水ぼうそう) (1歳～3歳未満)		麻しん風しん2期 (5～7歳未満)		日本脳炎 1期 (生後6か月～7歳6か月未満)		ヒトパピローマウイルス (小学6年生～高校1年生)	
			あたふかぜ		インフルエンザ							
預かり、その他の子育て支援			認可保育所 (生後10か月から) P.19～21		認定子ども園 (入谷ひがし幼児園は1歳から、名足子ども園は3歳から) P.19～21		地域型保育 (0～2歳) P.19～21		私立幼稚園 (満3歳から) P.19～21		放課後児童クラブ P.23	
			子育て支援センター P.17～18								教育支援センターはまゆり P.24	

# 1 妊娠したら

## 1-1 妊娠届・母子健康手帳交付



**内容** 妊娠の届出をした方に、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠中からのお子さんやお母さんの継続した健康記録となります。また、保健や育児に関する情報も記載されています。妊娠がわかったら早めに届出をしましょう。

### 【妊娠届出時に交付するもの】

- ・母子健康手帳
- ・母子健康手帳別冊（妊婦一般健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票、乳児一般健康診査票）
- ・妊婦歯科健康診査受診票

**手続き** 毎週月曜日 午後1時から午後5時まで交付を行っています。（指定日以外での交付や、歌津総合支所での交付を希望される方は、事前にご連絡をお願いします。）

- 必要なもの
- ・個人番号（マイナンバー）カード
  - ・預貯金通帳又はキャッシュカード（出産応援給付金の申請に使用します）

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 1-2 出産・子育て応援事業

**内容** 妊娠中の方や子育て家庭のみなさんが安心して出産・子育てができるよう、面談やアンケート等を通じて相談支援を充実させるとともに、出産・子育て応援給付金を支給します。

### 【相談支援と給付金支給までの流れ】

- ①妊娠届出時に面談を実施→出産応援給付金（妊娠1回につき5万円）を支給
- ②妊娠8か月すくすくアンケートを実施（希望者等に面談を実施）
- ③赤ちゃん・産婦訪問時に面談を実施→子育て応援給付金（対象児童1人につき5万円）を支給

**手続き** 出産・子育て応援給付金を受給するには、妊娠届出時及び赤ちゃん・産婦訪問時に申請が必要となります。

- 必要なもの
- ・申請者の本人確認書類
  - ・預貯金通帳又はキャッシュカード

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113  
保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402

## 1-3 妊産婦相談

**内容** 保健師・栄養士による妊娠中及び産後の個別相談を行っています。妊娠中の体のことや「母乳が足りているか心配」「赤ちゃんの体重が思うように増えない」「赤ちゃんがなかなか泣きやんでくれない」など子育ての心配、不安に思っていることをお気軽にご相談ください。希望される方は保健福祉課健康増進係へお問い合わせください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 1-4 妊婦一般健康診査

**内容** 妊婦一般健康診査はお母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックするためのものです。町では14回分（多胎妊娠の場合は6回分追加）の妊婦健診の費用を助成しています。

**対象者** 町内に住民票のある妊婦の方

**手続き** 受診は、母子健康手帳別冊の中に綴られています。妊婦一般健診を受ける際は、受診票に必要事項を記入し、予約した上で医療機関にお持ちください。契約医療機関外で健診を受けられる方は償還払い（立替払い）となりますので、領収書を保管し、申請してください。

**問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 1-5 妊婦歯科健康診査

**内容** 妊娠中に1回、歯科健診を無料で受けることができます。妊娠中は、普段よりも虫歯や歯周病が進行しやすく、重度の歯周病により早産や低出生体重児になる頻度が高まる可能性が報告されています。妊婦さんご本人、そして生まれてくる赤ちゃんの健康のためにも、妊婦歯科健診を受診しましょう。

**対象者** 町内に住民票のある妊婦の方

**問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 1-6 国民健康保険の産前産後期間の免除

**内容** 子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、産前産後期間の国民健康保険税（出産する方の所得割保険税・均等割保険税）を免除します。免除期間：出産予定日（出産日）が属する月の前月から4か月分（双子以上の場合は、出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から6か月分）

**対象者** 南三陸町国民健康保険に加入中の方で出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の方。

**手続き** 町民税務課医療給付係または歌津総合支所の窓口へ届出してください。出産予定日の6か月前から届出可能です。出産後に届出することも可能です。

○必要なもの

- ・出産する方の国民健康保険被保険者証
- ・世帯主と出産する方のマイナンバー
- ・出産予定日、単胎・多胎の別が確認できるもの（母子健康手帳等）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

**申請・問合せ先** 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

## 1-7 国民年金の産前産後期間の免除制度

**内容** 次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者において産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

**対象者** 「国民年金第1号被保険者」で出産予定日または出産日が平成31年2月1日以降の方。

**手続き** 出産前に届出する場合：年金手帳、母子健康手帳  
出産後に届出する場合：年金手帳、被保険者（母）と子が別世帯の場合は出生証明書など（出産日および親子関係を明らかにする書類）

**その他** 免除期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。  
なお、多胎妊婦（双子等）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間。

届出時期：出産予定日の6か月前から可能です。出産後に届出することも可能です。

**申請・問合せ先** 石巻年金事務所 TEL0225-22-5115  
町民税務課戸籍住民係 TEL0226-46-1373

## 1-8 社会保険に加入している方の保険料免除

**内容** 産前産後休業中は、事業主が健保組合等に申し出ることによって、健康保険料及び厚生年金保険料の納付が本人負担分、事業主負担分ともに免除されます。なお、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

免除期間：産前産後休業の開始月から、終了日の翌日が属する月の前月まで  
※産前産後休業終了後に育児休業を取得する場合、育児・介護休業法の規定により育児休業中は、引き続き本人負担分及び事業主負担分の保険料が免除されます。

**対象者** 被用者保険の被保険者「本人」の方で産前産後休暇を取得する方。

**手続き** 手続きは、職場の社会保険事務担当者が行います。妊娠がわかったら、早めに産前産後休業及び育児休業の取得について、職場に相談してください。

**問合せ先** 詳しくは、各事業所の社会保険事務担当に確認してください。

## 2 赤ちゃんが生まれたら

○出生後の手続きの流れ

### ① 出生届の提出 (P.8)

役場町民税務課戸籍住民係  
歌津総合支所

### ② 健康保険の加入、出産育児一時金の申請 (P.8)

国保の方

役場町民税務課医療給付係  
歌津総合支所

国保以外の方

保護者の加入している健康保険へ確認

### ③ 子ども医療費助成の申請 (P.9)

役場町民税務課医療給付係  
歌津総合支所

### ④ 児童手当、子育て世帯応援券の申請 (P.9~10)

保健福祉課子育て支援係（総合ケアセンター南三陸内）  
歌津総合支所  
（公務員の方の児童手当については勤務先へ申請）

赤ちゃん・産婦訪問のために、  
「出生連絡票」も早めに提出しましょう！（P.11）

## 2-1 出生届

**内容** 赤ちゃんが生まれてから14日以内に住所地・本籍地・出生地のいずれかの役所に出生届を出しましょう。

**手続き** 町民税務課又は歌津総合支所の窓口でお手続きください。  
○必要なもの  
・出生届書（出生証明書）  
・母子健康手帳  
・印鑑

**申請・問合せ先** 町民税務課戸籍住民係 TEL0226-46-1373  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

## 2-2 健康保険の加入

**内容** 赤ちゃんが生まれたらできるだけ早く健康保険の加入手続きを行いましょう。国民健康保険に加入の方は、出生後14日以内に手続きをしてください。

**手続き** 国民健康保険加入の方は、町民税務課又は歌津総合支所の窓口で手続きをしてください。その他の健康保険に加入の方は、勤務先に確認してください。

**申請・問合せ先** 【国民健康保険加入の方】  
町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111  
【その他の健康保険に加入の方】  
勤務先や加入している健康保険

## 2-3 出産育児一時金

**内容** 健康保険に加入している方が出産される場合、その出産費用に充てることができるように、出産育児一時金が支給されます。（出産される医療機関に、出産育児一時金を直接支払う制度（直接支払制度）もあります。）

**申請・問合せ先** 【国民健康保険加入の方】  
町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373  
【その他の健康保険に加入の方】  
勤務先や加入している健康保険

## 2-4 子ども医療費助成

**内容** 健康保険が適用される医療費について、自己負担分を助成します。（保険適用外の費用は助成の対象となりません。）

**対象者** 出生から18歳に達する日の属する年度の末日までのお子さん

**手続き** 町民税務課又は歌津総合支所の窓口で受給資格登録申請をしてください。  
○必要なもの  
・保護者と配偶者の個人番号（マイナンバー）カード  
・お子さんの健康保険証  
・申請者名義の預貯金通帳  
※場合によってはその他必要書類があります。  
※お子さんの健康保険証がそろわない際でも、お早目に一度窓口でご相談ください。

**申請・問合せ先** 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

## 2-5 児童手当

**内容** 中学校修了前（15歳到達後の年度末）までのお子さんを養育している方に支給します。（支給月 2月、6月、10月）

【支給額】 0～3歳未満 月額15,000円  
3歳～小学校修了前（第1・2子） 月額10,000円  
3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額15,000円  
中学生 10,000円  
※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合 一律5,000円  
※受給者の所得が所得上限限度額を超えた場合は支給されません。

**手続き** 保健福祉課子育て支援係又は歌津総合支所の窓口へ申請してください。（公務員の方は職場へ申請してください。）

○必要なもの  
・印鑑  
・申請者の健康保険証  
・申請者の預貯金通帳  
・個人番号（マイナンバー）カード又は個人番号が記載された住民票  
・本人確認書類  
※場合によってはその他必要書類があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

## 2-6 子育て世帯応援券（誕生）

**内容** お子さんが誕生したご家庭を応援するため「子育て世帯応援券（商品券）」を支給します。

【支給額（商品券の額）】

第1子：3万円、 第2子：5万円、 第3子以降：10万円

**対象者** 町内に住所を有するお子さんと同一世帯の保護者の方へ支給します。

**手続き** 申請書に必要事項を記入し、保健福祉課子育て支援係又は歌津総合支所の窓口へ申請してください。

○必要なもの

・印鑑

・世帯全員分の住民票の写し

**申請・問合せ先** 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

## 2-7 未熟児養育医療費助成

**内容** 早産等により出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定養育医療機関で入院養育が必要と認めた場合、入院費用のうち保険診療に係る自己負担額及び食事代を助成します。（保険適用外の費用は助成の対象となりません。）

**対象者** 出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に弱い満1歳未満の赤ちゃん

**手続き** 赤ちゃんが入院期間中に申請してください。医師の意見書等が必要になりますので、詳細についてはお問合せください。

**申請・問合せ先** 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373

## 2-8 新生児聴覚検査

**内容** 新生児聴覚検査とは、入院中に行われる赤ちゃんの聞こえの検査です。生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんはおおよそ1,000人に1～2人と言われております。聞こえにくさを早期に発見し、適切な支援や治療を行うことで、赤ちゃんの言葉やコミュニケーションの発達を促すことができます。赤ちゃんの健やかな発育のためにも検査を受けましょう。

**対象者** 町内に住所を有する新生児

**手続き** 受診票は、母子健康手帳別冊の中に綴られています。聴覚検査を受ける際は、受診票に必要事項を記入し、医療機関に提出してください。  
契約医療機関以外で検査を受けられる方は、償還払い（立替払い）となりますので、領収書を保管し、申請してください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 2-9 産婦一般健康診査

**内容** 産婦さんの心と体の健康状態の確認（問診・体重・血圧測定・尿検査・こころの健康チェック等）を行います。産後2週間・1か月の各1回（産婦1人につき2回）分の助成券を、妊娠届時に交付しています。

**手続き** 受診票は、母子健康手帳別冊の中に綴られています。産婦健診を受ける際は、受診票に必要事項を記入し、予約した上で医療機関に提出してください。  
契約医療機関以外で健診を受けられる方は、償還払い（立替払い）となりますので、領収書を保管し、申請してください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 2-10 赤ちゃん・産婦訪問

**内容** 赤ちゃんが生まれたら、保健師がご自宅に訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や保健相談を行います。訪問の際に、乳幼児健康診査・健康相談の問診票と、各種予防接種予診票が綴られた予防接種手帳をお渡します。

**手続き** 赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳別冊の中に綴られている「出生連絡票」を提出してください。提出後、保健師から訪問について電話でご連絡します。  
里帰り先での訪問を希望する場合は、里帰り先の市町村への依頼が可能な場合もありますのでご相談ください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113



### 3 お子さんの健診・予防接種

#### 3-1 乳児一般健康診査

**内容** 乳児一般健康診査は、赤ちゃんが順調に育っているか、成長や発達のうえでの心配事や病気はないかを調べるなど、健康チェックや育児相談の場です。1歳未満の赤ちゃんの前半期（生後2か月）と後半期（生後8～9か月）に1回ずつ、医療機関の個別受診による健康診査を受けられます。町では、2回の乳児健康診査の費用を全額助成しています。

**対象者** 町内に住民票のある乳児

**手続き** 受診票は、母子健康手帳別冊の中に綴られています。乳児健診を受ける際は、受診票に必要事項を記入し、予約した上で医療機関にお持ちください。契約医療機関外で健診を受けられる方は償還払い（立替払い）となりますので、領収書を保管し、申請してください。里帰り先での乳児健診を希望する場合は、里帰り先の市町村への依頼が可能な場合もありますのでご相談ください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

#### 3-2 乳幼児健康診査・健康相談

**内容** お子さんの順調な成長、発達、健康のために、集団健康診査を実施しています。

	内 容	対 象	会場
3～4か月児健康診査	離乳食や歯についてのお話、グループワーク、医師の診察、保健師・栄養士による個別相談を行います。	3か月～4か月の乳児	総合ケアセンター南三陸
5～6か月児健康相談	食事や歯についてのお話、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談を行います。	5か月～6か月の乳児	
1歳6か月児健康診査	医師・歯科医師による診察、歯についてのお話、保健師・栄養士・心理士による個別相談を行います。	1歳6か月～2歳未満の幼児	
2歳半歯科健康診査	歯についてのお話、歯科医師による診察、保健師・栄養士による個別相談を行います。	2歳～3歳未満の幼児	
3歳児健康診査	医師・歯科医師の診察、聴覚検査、視覚検査、尿検査、保健師・栄養士・心理士による個別相談を行います。	3歳～4歳未満の幼児	

※詳しい日程は、町広報紙又は町ホームページに掲載しています。 URL <https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

**手続き** 対象者には個別に通知します。問診票にご記入の上、母子健康手帳と一緒にをお持ちください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

#### 3-3 フッ素塗布事業

**内容** むし歯予防として、希望者にフッ素塗布を行います。

対象児	内 容	会場
1歳6か月児	1歳6か月児健康診査で実施	総合ケアセンター南三陸
2歳児	2歳フッ素塗布事業で実施（問診、歯科医師による確認、おやつやフッ素についてのお話、ブラッシング指導も行います）	
2歳6か月児	2歳半歯科健康診査で実施	
3歳児	対象者に交付する南三陸町フッ素塗布無料受診券を持参して実施 ※フッ素塗布以外の処置に係る費用は、自己負担となります。	町内歯科医院

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113



### 3-4 予防接種事業

**内容** 感染症を予防するために必要な、乳幼児期の各種予防接種の料金を助成します。

#### ◆定期予防接種（対象年齢期間内は無料で接種できます）

（令和6年4月予定）

種 類	対象年齢		標準的な接種期間	回数・間隔
ロタウィルス	1価	生後6週から24週まで		2回 間隔：27日以上
	5価	生後6週から32週まで		3回 間隔：27日以上
小児肺炎球菌 感染症	生後2か月～5歳未満		初回：2か月～7か月	3回 間隔：27日以上
			追加：初回3回目から60日以上	1回
BCG	生後1年に至るまで		生後5か月～8か月	1回
五種混合  〔百日咳 ジフテリア 破傷風 ポリオ ヒブ〕	1期 〔百日咳 ジフテリア 破傷風 ポリオ ヒブ〕	生後2か月～ 7歳6か月未満	初回：2か月～7か月	3回 間隔：3週間～8週間
	2期 〔ジフテリア 破傷風〕		追加：初回3回目終了後 6か月～18か月	1回
麻疹風しん 混合（MR）	1期	1歳～2歳未満		1回
	2期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間		1回
水痘 （水ぼうそう）	1歳～3歳未満			3か月以上の間隔で 2回
日本脳炎	1期	生後6か月～ 7歳6か月未満	初回：3歳	2回 間隔：6～28日
			追加：4歳（初回終了から1年後）	1回
	2期	9歳～13歳未満	小学校4年生	1回
B型肝炎	生後1年に至るまで		生後2か月から9か月まで	3回 間隔：2回目は1回目 の接種から27日以上。 3回目は1回目の接種 から139日以上。
ヒトパピローマ ウイルス （子宮頸がん予防）	小学6年生～高校1年生		2価	1か月以上の間隔 をおいて2回。 1回目の接種から 6か月の間隔で1回。
			4価 9価	2か月の間隔をお いて2回。 1回目の接種から 6か月の間隔で1回。

**手続き** 赤ちゃん・産婦訪問の際に、各種予防接種の予診票を綴った予防接種手帳をお渡しします。接種を受ける際は、事前に医療機関に予約し、予診票に必要事項を記入して医療機関に提出してください。契約医療機関以外で接種を受けられる方は、償還払い（立替払い）となりますので、領収書を保管し、申請してください。

#### ◆任意予防接種（助成対象の予防接種）

種 類	対象年齢	助成回数	助成金額
①おたふくかぜ	1歳～7歳未満	1回 ※	全額 気仙沼地域の医療機関で接種する 場合は窓口負担なし
②インフルエンザ	6か月～高校3年生 相当の方	6か月～13歳未満 2回 13歳以上 1回	1回につき2,000円 気仙沼地域の医療機関で接種する 場合は窓口で助成金額を差し引い た金額をお支払いください。

※日本小児学会では2回（1歳と小学校入学前の1年間が望ましい）が推奨されていますが、町の助成は1回分となります。

**手続き** 予診票は医療機関に置いてあるものをお使いください。  
※気仙沼地域以外の医療機関で接種を受けられる方は、償還払い（立替払い）となりますので、領収書を保管し、申請してください。

- ◆定期接種…… 対象年齢や接種方法が法律で定められている予防接種
- ◆任意接種…… 法律に基づかない任意の予防接種

#### 償還払いの申請について

各種健診・予防接種等を県外または契約医療機関以外で受けられた方は、申請することで費用の払い戻しができます。（費用の上限額が定められています）

- 必要なもの
- ・母子健康手帳
- ・領収書
- ・預貯金通帳又はキャッシュカード

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

## 4 お子さんの健やかな成長のために

### 4-1 絵本のプレゼント

- 内容** お子さんに絵本を読んであげることは、お子さんとの心のふれあいをもつ大切な時間です。絵本を通じて、親子のきずなが深まり、お子さんの心豊かな成長につながっていきます。
- 町では、読み聞かせの機会をより多く持つために、3～4か月児健診、5～6か月児健康相談、1歳6か月児健診、2歳半歯科健診、3歳児健診の際に絵本をプレゼントしています。

**申請・問合せ先** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

### 4-2 子育て相談

- 内容** 保健師・栄養士が、子育ての悩みごとや、お子さんの体重を測り、育児や発達に関する相談を行います。毎週月曜日、午後1時から午後5時までを来所相談日としています。指定日以外にも随時来所相談、電話相談、家庭訪問を行いますので、お気軽に保健福祉課健康増進係へお問い合わせください。
- 心理士による相談も行っていますので、ご相談ください。

**対象者** 乳幼児のご家族

**手続き** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

### 4-3 離乳食相談（食生活相談）

- 内容** 「離乳食をどのように進めたらよいか分からない」「いつも同じような献立になっちゃう」など、離乳食や授乳について個別相談を実施します。
- 平日午前8時30分から午後5時まで来所又は電話相談を随時受付けております。来所相談の場合、事前にご連絡ください。

**対象者** 乳幼児のご家族

**手続き** 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

### 4-4 子育て支援センター

- 内容** 子育て支援センターは、プレママ、プレパパ、新生児から乳幼児の子育てをしている、ご家族が交流できる居場所として開放しています。子育ての情報交換や、親子での仲間づくり、季節の行事やイベント参加、日々の遊び場として、保育士との育児相談や保健師、栄養士と繋いでもらう場として、お気軽にご利用ください。

#### ①育児相談

子育てに関する悩みや疑問について相談を受付けています。安心してなんでも話せる、なんでも聞いてもらえる場所として、一人で悩まず、いつでもご相談ください。お子さんを遊ばせながら、支援センターの保育士がお話をお聞きします。

※直接相談・電話相談でお受けします。あらかじめ、電話にてご連絡ください。秘密は厳守します。

#### ②楽しくあそぼう！参加しよう！

季節の行事や、親子で作ろう「カレンダー作りの会」「季節のカード作りの会」、お外で遊ぼうの会、毎月の誕生会など、様々な行事を行っています。申込みの必要な行事もあります。詳しい内容は、みなみさんりく子育てアプリ「母子モ」や町広報紙に掲載しますので、ご覧ください。

#### ③講習会などの実施

親子体操教室（年6回）、母親教室（年4回）、歯科衛生士さんの講話、栄養士さんと話そうの会（毎月1回）、栄養教室（年2～3回）など。申込みが必要となります。詳しい内容は、みなみさんりく子育てアプリ「母子モ」や町広報紙に掲載しますので、ご覧ください。

#### 開放時間

施設	開放日	時間
地域子育て支援センター （総合ケアセンター南三陸2F）	月曜日から金曜日	午前10時から正午 午後1時から3時
戸倉地区子育て支援センター （戸倉保育所隣り）	月曜日・火曜日	
歌津地区子育て支援センター （伊里前保育所隣り）	木曜日・金曜日	

※都合により開放時間が変更になる場合があります。

**料金** 無料

**手続き** 初回利用時に子育て支援センター利用登録をしていただきます。

## 4-5 一時預かり事業

**対象** ・南三陸町に住所がある、乳幼児施設に入所（園）していない1歳6か月から就学前までの児童  
 ・母親や子どもの養育をしている方たちの就活や、短時間の就労、研修会参加、健診、通院、役所などへの用足し、家族の介護、ご自身の体調不良などで、適切な養育ができない時に預かりを行います。上のきょうだいの行事の時にも預かりを行っています。

**内容** ・地域子育て支援センターで担当の保育士が児童の保育を行います。  
 ・午前の部：午前9時から正午まで 午後の部：午後1時から4時まで  
 ・子育て支援センターを利用する親子の中で、保育士や支援員と一緒に行事や遊びに参加して過ごします。

**利用料** ・午前の部 一人500円  
 ・午後の部 一人500円  
 ※利用後、納付書にて入金していただきます。

**手続き** ・地域子育て支援センター「一時預かり事業」登録を行います。  
 ・利用したい日を「一時預かり事業」利用申請書に、必要事項をご記入の上、申請してください。  
 ・各申請は、地域子育て支援センターで行ってください。  
 ※詳しくは、町ホームページ（子育て支援情報・子育て支援センター）をご覧ください  
 いただくか、地域子育て支援センターにお問合せください。

**各種申請・予約・問合せ先**

地域子育て支援センター	Tel0226-46-3042
戸倉地区子育て支援センター	Tel0226-28-9366
歌津地区子育て支援センター	Tel0226-28-9656
(保健福祉課子育て支援係)	(Tel0226-46-1402)

## 5 保育所・幼稚園

### 5-1 保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園

#### 施設事業の種類

☆認可保育所（対象年齢 0歳から5歳まで）  
 認可保育所は、保護者が就労している又は病気の状態にあるなどの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者にかわり保育する施設です。

☆地域型保育事業（対象年齢 0歳から2歳まで）  
 地域型保育事業は、0歳から2歳までのお子さんを少人数で預かる事業です。認可保育所と同じように、保護者が就労している又は病気の状態にあるなどの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者にかわり保育する事業です。

☆幼稚園（対象年齢 3歳から5歳まで）  
 幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくる幼児期の教育を行う学校です。保育所のように、保護者の就労や病気などの状況を問いません。

☆認定こども園（対象年齢 施設により異なります）  
 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもつ施設です。保育所部分を利用する場合は、認可保育所と同様の条件となります。



#### 町内の施設

##### 〈認可保育所〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
町立	志津川保育所	7:30~19:00	90人	生後10か月~5歳	志津川字新井田166番地1 Tel0226-46-3679
	戸倉保育所	7:30~19:00	40人	生後10か月~5歳	戸倉字宇津野50番地10 Tel0226-46-9134
	伊里前保育所	7:30~19:00	70人	生後10か月~5歳	歌津字伊里前325番地5 Tel0226-36-2062

##### 〈地域型保育事業〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
私立	(株)阿部長商店 マリンパル保育園	7:30~19:00	9人	0歳~2歳	志津川字黒崎99番地12 Tel0226-46-2442 (ホテル観洋直通、保育園呼出)

〈幼稚園〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
私立	学校法人 平成学園 あさひ幼稚園	7:30~18:00	35人	満3歳~5歳	志津川字天王山38番地141 Tel.0226-46-3621

〈認定こども園〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
町立	名足こども園	7:30~18:30	40人	3歳~5歳	歌津字小長柴67番地4 Tel.0226-36-2320
私立	一般社団法人 きぼうの森 入谷ひがし幼児園	7:30~18:30	36人	1歳~5歳	入谷字中の町207番地3 Tel.0226-46-3915

手続きなど

1 支給認定

施設を利用する際には、次の区分による「支給認定」を受け、利用申込みをしなければいけません。

支給認定区分	対象	基本保育時間	利用施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	教育標準時間 1日概ね4時間 (休園日:土、日、祝日、夏休み等)	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	A 保育標準時間 1日最大11時間 B 保育短時間 1日最大8時間	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分)
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	(休所日:日、祝日、年末年始等)	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分) ・地域型保育事業

保育の必要な事由とは…

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動  
⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがある場合 ⑨育児休業取得時、既に保育を利用している場合

2 利用申込み

利用申込みについては、施設により異なります。以下の連絡先までお問い合わせください。

- ☆町立保育所・名足こども園 ⇒ 保健福祉課子育て支援係 電話: 0226-46-1402
- ☆あさひ幼稚園 ⇒ あさひ幼稚園 電話: 0226-46-3621
- ☆入谷ひがし幼児園 ⇒ 入谷ひがし幼児園 電話: 0226-46-3915
- ☆マリンパル保育園 ⇒ マリンパル保育園 電話: 0226-46-2442  
(ホテル観洋直通、保育園呼び出し)

3 利用者負担額

☆3歳から5歳までの全ての児童の施設利用料が無償化になりました。ただし、副食費(給食の食材料費)は実費負担とし、施設により異なります。

☆0歳から2歳までの児童は、副食費を含めた施設利用料がかかります。

☆施設利用料及び副食費については、所得に応じて賦課される児童の保護者(父母)の住民税課税状況を基に、町が算定します。(保護者以外の方も含めて算定する場合もあります)その他、文房具購入費や通園送迎費などは実費徴収となります。

☆町では、第3子以降の児童を対象に施設利用料及び副食費の免除など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、利用者負担額の軽減措置を拡充しています。

問合せ先 保健福祉課子育て支援係 Tel.0226-46-1402



5-2 フッ化物洗口事業

内容 むし歯予防として、希望者にフッ化物の入った溶液を用いた、ぶくぶくうがいを行います。

対象者 町内教育保育施設 年中児・年長児  
(志津川保育所・伊里前保育所・戸倉保育所・名足こども園・あさひ幼稚園・入谷ひがし幼児園)

その他 各町立小中学校でフッ化物洗口を継続することができます。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 Tel.0226-46-5113

## 6 学校教育支援

### 6-1 就学時健康診断

- 内容** お子さんの心身の健康状態を把握し、適正な指導を行うため、小学校入学予定のお子さんを対象に、入学する前年の秋ごろに健康診断を行います。日時等は保護者に通知しますので、指定された会場で受診してください。健診にあわせて言葉の相談や心配ごとについて相談することもできます。

**申請・問合せ先** 教育委員会事務局 学務係 TEL0226-46-2604

### 6-2 子育て世帯応援券（入学）

- 内容** お子さまの小学校入学のお祝いとして「子育て世帯応援券（商品券）」を支給します。  
【支給額(商品券の額)】1万円
- 対象者** 町内に住所を有する小学校入学予定の満6歳になる児童と同一世帯の保護者の方へ支給します。
- 手続き** 対象者には個別に通知します。
- 申請・問合せ先** 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402



### 6-3 要保護準要保護児童生徒就学援助

- 内容** 経済的な理由により、就学困難と認められる小中学校児童生徒の保護者へ、学用品費、修学旅行費等を支給します。
- 対象者** ○生活保護法第6条第2項に規定する要保護者  
○前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
- ・生活保護の停止、又は廃止
  - ・国民年金の掛金の減免
  - ・町民税の非課税又は減免
  - ・国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
  - ・個人の事業税の減免
  - ・児童扶養手当の支給
  - ・固定資産税の減免
  - ・世帯更生資金の貸与
- 手続き** 町ホームページ又は教育委員会事務局窓口を設置してある申請書を記入し、必要書類を添付の上、教育委員会事務局学務係へ申請してください。

**申請・問合せ先** 教育委員会事務局 学務係 TEL0226-46-2604

### 6-4 放課後児童クラブ

- 内容** 町内の小学校に在籍する児童であって、保護者及び同居の家族が就労等で放課後に家庭で適切な保育を受けることのできない児童を対象に、健全な育成と生活の場を提供します。
- 開設時間** 月曜日から金曜日：下校時から午後6時30分まで  
土曜日及び学校休業日：午前8時から午後6時30分まで  
休業日：日曜日、国民の休日及び12月29日から1月3日まで  
その他として、町長が特に必要と認めた日
- 料金** 児童1人につき、月額5,000円  
2人目以降は月額2,500円
- 手続き** 利用申請書に必要事項をご記入の上、申請してください。年度始め（4月1日）からの利用を希望される場合の利用申請受付日と申請書類配布に関しては、町広報紙及び町ホームページに掲載します。年度途中からの利用を希望される場合は、利用開始希望日1か月前までに保健福祉課子育て支援係窓口へ申請してください。
- 必要なもの
- ・利用申請書
  - ・保護者、同居している家族全員の就労（見込）証明書
  - ・自営業等申告書
  - ・確定申告の写し
  - ・印鑑
- 申請・問合せ先** 地域子育て支援センター TEL0226-46-3042  
保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402

## 6-5 南三陸町教育支援センター「はまゆり」

**内容** 様々な要因により心のケアを必要とする児童生徒に対し必要な支援を行います。

**対象者** 町内の小中学校に在籍し、日々登校が困難になり、欠席している児童生徒やその兆候が見られる児童生徒。

**手続き** ご利用については以下の問合せ先にご相談ください。

**申請・問合せ先** 南三陸町教育支援センター「はまゆり」 TEL0226-25-7740

## 6-6 南三陸町育英資金貸付事業

**内容** 高等学校、大学、専門学校等に在学する方に対し、育英資金の貸し付けを行います。

**対象者** 町内に住所を有する者の子で、  
 ①学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者  
 ②勉学に対する強い意欲を有し、学業成績が優秀であること  
 ③就学に関して本人及び保護者の経済的負担が困難であること

**手続き** 教育長の指定する日までに、申請書に必要事項を記入し、教育委員会事務局へ提出してください。

**その他** 予算の範囲内で選考・決定しますので、応募の基準に合致していても採用とならない場合があります。

**申請・問合せ先** 教育委員会事務局 学務係 TEL0226-46-2604

## 6-7 南三陸町看護・介護学生等修学資金貸付事業

**内容** 保健、医療又は福祉の業務に従事しようとする看護・介護学生の方に対し看護・介護学生等修学資金の貸し付けを行うものです。

**対象者** 看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士その他の資格を取得するための学校等に在籍し、将来、町内の医療機関等において保健、医療又は福祉の業務に従事しようとする方  
 ※募集対象となる職種は、毎年変更になります。

**手続き** 申請書に必要事項を記入し、保健福祉課社会福祉係へ提出して下さい。

**その他** 応募の基準に合致していても、予算の範囲内で選考・決定しますので採用とならない場合があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601



## 6-8 南三陸町医学生等修学資金貸付事業

**内容** 安定した地域医療を提供するため、将来、南三陸病院に勤務する意思のある学生へ修学資金の貸付を行うものです。

**対象者** 医療従事者（看護師、薬剤師等）の免許取得のため学校等に在学する方（入学予定者を含む。）で、修学後、南三陸病院に勤務する意思のある方。  
 ※募集対象となる職種は、毎年変更になります。

**手続き** 必要書類を病院事務局へ提出してください。必要書類は病院事務局に備え付けてあるほか、病院ホームページからダウンロードすることもできます。  
 URL <http://www.minamisanriku-hp.jp/>

**申請・問合せ先** 南三陸病院事務局 TEL0226-46-3664



## 7 ひとり親家庭のために

### 7-1 児童扶養手当

**内容** ひとり親家庭（両親のどちらかに重度の障害がある家庭も含む。）で18歳以下（障害がある場合は20歳未満）の子どもを監護・養育している方に手当を支給します。（所得制限あり）

【支給月額】 (令和5年4月現在)

	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給	42,130～10,410円	10,410～5,080円	6,240～3,130円

※所得金額によって手当額が異なります。

**手続き** 個々の状況により必要書類が異なるため、事前に相談が必要です。

**申請・問合せ先** 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402  
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 TEL022-211-2532

### 7-2 母子・父子家庭医療費助成

**内容** ひと月ごとに健康保険が適用される医療費について、自己負担額から通院（一医療機関）1,000円を超えた額、入院（一医療機関）2,000円を超えた額を助成することにより子育て世帯の経済的負担を軽減する制度です。（保険適用外の費用は助成の対象となりません。）

**対象者** 配偶者のない母又は父で、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの子どもを扶養している方

**手続き** 町民税務課又は歌津総合支所の窓口で受給資格登録申請をしてください。  
○必要なもの  
・個人番号（マイナンバー）カード（母又は父・子ども）  
・申請者の健康保険証  
・申請者の預貯金通帳  
・母子又は父子であることが証明できるもの（戸籍謄本等）  
※場合によってその他必要書類があります。

**申請・問合せ先** 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

### 7-3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

**内容** ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、県の保健福祉事務所のひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）にご相談いただいた上で、必要に応じて貸付を行う制度です。

【貸付の種類】

事業開始（継続）資金、修学資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、就学支度資金など

**手続き** 貸付条件や貸付金額は目的によって異なりますので、まずは県の保健福祉事務所へ相談してください。

**申請・問合せ先** 宮城県気仙沼保健福祉事務所 TEL0226-21-1356

### 7-4 ひとり親家庭等就業支援講習会

**内容** ひとり親家庭の方が自立して安定した生活を送れるよう、就職に役立つ知識や資格を得るため、介護職員初任者研修、パソコン（ワード、エクセル）などの講習会を開催しています。

**費用** 受講料は無料ですが、教材費や検定料は実費負担です。

**手続き** 宮城県母子福祉連合会のホームページに日程等が掲載されておりますので、確認のうえ、申込期間内にはがき又はFAXで宮城県母子福祉連合会へお申し込みください。

URL <https://miyagiboren.fem.jp>

**申請・問合せ先** (公財) 宮城県母子福祉連合会  
TEL・FAX022-256-6512



宮城県では、ひとり親家庭支援施策をまとめた冊子「ひとり親家庭支援ほっとブック」を発行しています。この冊子は、保健福祉課子育て支援係の窓口に加え、宮城県子ども・家庭支援課のホームページからも見ることができます！

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hitorioya-book.html>

## 8 障がいのあるお子さんのために

### 8-1 身体障害者手帳

**内容** 視覚、聴覚、肢体不自由、心臓機能等に永続すると認められる障がいのある方に交付されます。手帳を取得することにより、身体障害児(者)が各種サービスを利用することができます。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

**手続き** ○必要なもの  
・申請書  
・診断書(様式指定あり)  
・本人の顔写真2枚(縦4cm×横3cm)  
・印鑑  
・個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード  
(通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。)

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

### 8-2 療育手帳

**内容** 知的障害があり、児童相談所又はリハビリテーション支援センターにおいて一定基準に該当すると判定された方に交付されます。手帳を取得することにより、知的障害児(者)が各種サービスを利用することができます。障がいの程度によりA(重度)とB(その他)の区分があります。

**手続き** ○必要なもの  
・申請書  
・本人の顔写真2枚(縦4cm×横3cm)  
・印鑑  
・個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード  
(通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。)

※申請後、生育状況等の聞き取り調査があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

### 8-3 精神障害者保健福祉手帳

**内容** 精神疾患のある方で、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活が制限される方に交付されます。手帳を取得することにより、各種サービスを利用することができます。障がいの程度により1級から3級の区分があります。

**手続き** ○必要なもの  
・申請書  
・診断書(様式指定あり)  
・本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm)  
・印鑑  
・個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード  
(通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。)

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

### 8-4 特別児童扶養手当

**内容** 精神又は身体に障がいのある20歳未満の子どもを家庭で監護・養育している方に手当が支給されます。(所得制限あり)

【支給月額】(児童1人につき)

1級 53,700円

2級 35,760円

※令和5年4月現在

**手続き** 個々の状況により必要書類が異なるため、事前に相談が必要です。

**申請・問合せ先** 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402  
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 TEL022-211-2532

### 8-5 障害児福祉手当

**内容** 20歳未満で精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の方に支給される手当金になります。(所得制限があります。)

【支給月額】15,220円

※令和5年4月現在

※支給額には変動があります

**手続き** 個々の状況により必要書類が異なるため、事前に相談が必要です。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601



## 8-6 自立支援医療（育成医療）

**内容** 身体に障がいのある児童が、生活するのに必要な能力を得るため、指定医療機関でかかった治療費の一部を公費で負担するものです。（所得に応じて月額負担上限額が設定されます。）

**対象者** 18歳未満で肢体不自由、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害、心臓、じん臓、小腸、肝臓その他の内臓機能障害、免疫機能障害のいずれかの障がいに該当し、確実な治療効果が期待できるお子さん。

**手続き** 治療を行う前の申請になります。  
○必要なもの  
・申請書 ・医師の意見書 ・健康保険証 ・印鑑  
・個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード  
（通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。）

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

## 8-7 補装具費用の助成

**内容** 義足、車いす、補聴器等により身体の不自由を補う必要がある方に、その交付や修理にかかる費用の一部を補助します。

**対象者** 身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等

**手続き** 購入前に手続きが必要です。事前に保健福祉課社会福祉係へご相談ください。

**その他** 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601



## 8-8 日常生活支援用具の給付

**内容** 特殊マットや特殊便器、頭部保護帽などの日常生活に必要なものを給付する制度です。

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方又は難病患者等

**手続き** 購入前に手続きが必要です。事前に保健福祉課社会福祉係へご相談ください。

**その他** 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

## 8-9 南三陸町難聴児補聴器購入助成事業

**内容** 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の方に補聴器購入費用を助成します。

**対象者** 町内に住所を有し、両耳の聴力レベルが70デシベル未満の18歳未満の方で、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が見込まれる方

**手続き** 購入前に手続きが必要です。事前に保健福祉課社会福祉係へご相談ください。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601



## 8-10 障害者医療費助成

**内容** 障がいがある方が保険適用で医療を受けた治療費の一部を助成します。ただし、18歳到達後最初の3月31日をむかえるまでのお子さんについては、「子ども医療費助成」（P. 9）が優先されます。

**対象者** 身体障害者手帳1級から3級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳Aをお持ちの方

**手続き** 町民税務課又は歌津総合支所の窓口で受給資格登録申請をしてください。  
○必要なもの  
・個人番号（マイナンバー）カード ・障がい者の方の健康保険証  
・申請者名義の預貯金通帳  
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳

**申請・問合せ先** 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373  
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

## 8-11 児童通所支援

**内容** ・児童発達支援・・・未就学の障がいのあるお子さんに日常生活、集団生活での適応訓練等を行います。  
・放課後等デイサービス・・・就学中の障がいのあるお子さんに対して、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。

**対象者** 障がいをお持ちの方、難病患者の方等

**手続き** 個々の状況により手続方法が異なるため、事前にご相談ください。

**その他** 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 Tel.0226-46-2601

## 8-12 日中一時支援事業

**内容** 障がい者等を日中一時的に預かり、家族の負担軽減を図るとともに、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

**対象者** 身体、療育、精神手帳をお持ちの方

**手続き** 利用の手続きについては保健福祉課社会福祉係へご確認ください。

**その他** 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

**申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 Tel.0226-46-2601

## 8-13 南三陸町障害者相談支援事業

**内容** 発達の気になる子どもや、障害児(者)とその家族を対象に各種相談、情報提供等を行います。

**申請・問合せ先** 南三陸町相談支援センター(総合ケアセンター南三陸2階)  
Tel. 0226-29-6442

## 9 その他の支援・相談

### 9-1 児童虐待

**内容** あなたの身近に、親や近親者などによる赤ちゃんや子どもへの虐待と思われる様子はありますか。  
または、あなた自身が抱えている子育てに関する悩みはありませんか。「虐待」がおきてしまう前にひとりで悩まず、まずは相談してください。早い相談が、予防・解決につながります。

**相談・問合せ先** 児童相談所虐待対応ダイヤル Tel.189

こちらの「189」にダイヤルすると、お近くの児童相談所につながります。相談・通告等は匿名で行なうこともでき、内容に関する秘密は守られます。



### 9-2 DV(ドメスティック・バイオレンス)

**内容** DVとは配偶者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るなどの身体的な暴力のほかにも様々な形態の暴力があり、暴力によって相手を支配しようとする。  
DVは重大な人権侵害であり、犯罪行為です。もし、DVの被害にあった場合はすぐご相談ください。

**相談・問合せ先** 宮城県女性相談センター Tel.022-256-0965  
宮城県気仙沼保健福祉事務所 Tel.0226-21-1356

#### 【みやぎ夜間・休日DVほっとライン】

宮城県では、配偶者やパートナー・恋人などからDV被害を受けている方の様々な相談に応じるため、電話相談窓口「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を開設しています。(秘密厳守)



受付時間：毎週木・土曜日(祝日、年末年始を除く) 17:30~21:00  
毎週日曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00~17:00  
電話番号：022-725-3660

○災害に備えて

①災害時持出品

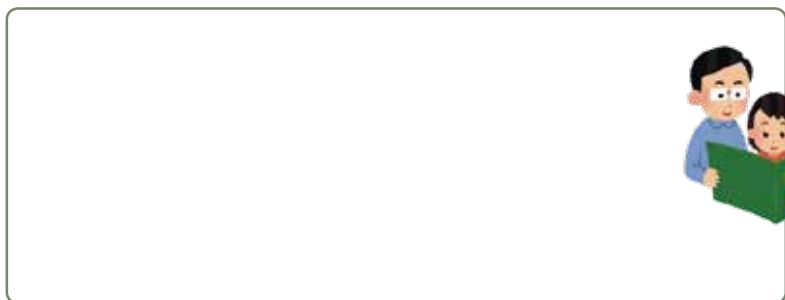
災害に直面したときに備えて、いつでも持出しができるよう日頃から一週間分準備しておきましょう。

【赤ちゃん用災害時持出品の例】

- |                                   |   |                                |                                  |
|-----------------------------------|---|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳   |  | <input type="checkbox"/> おしりふき | <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ |
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク     |   | <input type="checkbox"/> 紙おむつ  | <input type="checkbox"/> 飲料水     |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶      |  | <input type="checkbox"/> おんぶひも | <input type="checkbox"/> おもちゃ    |
| <input type="checkbox"/> ベビーフード   |   | <input type="checkbox"/> 着替え   | <input type="checkbox"/> 幼児用おやつ  |
| <input type="checkbox"/> 離乳食用スプーン |   | <input type="checkbox"/> バスタオル | <input type="checkbox"/> マスク     |

②家族と話し合っておきましょう

いざというときのために、家族で避難場所や連絡方法等について普段から話し合っておきましょう。



○防災情報

①メール配信サービス

地震、津波、火災、気象、ライフライン等の緊急・防災情報をメールで配信します。子育て情報や保育所、学校の各種情報も配信しています。

(右記のQRコードを読み取り、空メールを送信して登録してください。)



②ハザードマップ

町では「南三陸町防災マップ」を配布しています。災害時の避難場所等が掲載されていますので、確認しておきましょう。町のホームページでも公開しています。

URL <https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

南三陸町の子育て関係機関一覧

市外局番【0226】

	施設名	連絡先	所在地
行政機関	町民税務課	46-1373	志津川字沼田101番地(役場内)
	保健福祉課健康増進係	46-5113	志津川字沼田14番地3 (総合ケアセンター南三陸内)
	保健福祉課子育て支援係	46-1402	
	保健福祉課社会福祉係	46-2601	
	教育委員会事務局学務係	46-2604	志津川字沼田101番地(役場内)
	歌津総合支所	36-2111	歌津字管の浜60番地
	志津川公民館	46-1341	志津川字新井田165番地1(生涯学習センター内)
	戸倉公民館	46-9920	戸倉字沖田69番地2
	入谷公民館	46-5103	入谷字中の町232番地1
	歌津公民館	36-2071	歌津字管の浜60番地
	南三陸町図書館	46-1351	志津川字新井田165番地1(生涯学習センター内)
総合体育館(バヤドアリーナ)	47-1131	志津川字沼田56番地	
子育て支援センター	地域子育て支援センター	46-3042	志津川字沼田14番地3 (総合ケアセンター南三陸内)
	戸倉地区子育て支援センター	28-9366	戸倉字宇津野50番地10
	歌津地区子育て支援センター	28-9656	歌津字伊里前325番地5
保育所幼稚園	志津川保育所	46-3679	志津川字新井田166番地1
	戸倉保育所	46-9134	戸倉字宇津野50番地10
	伊里前保育所	36-2062	歌津字伊里前325番地5
	名足こども園	36-2320	歌津字小長柴67番地4
	入谷ひがし幼稚園	46-3915	入谷字中の町207番地3
	マリンパル保育園	46-2442	志津川字黒崎99番地12
	あさひ幼稚園	46-3621	志津川字天王山38番地141
小・中学校	志津川小学校	46-3645	志津川字城場75番地2
	戸倉小学校	29-6145	戸倉字宇津野50番地1
	入谷小学校	46-2655	入谷字童子下193番地2
	伊里前小学校	36-2005	歌津字伊里前113番地
	名足小学校	36-2009	歌津字中山14番地
	志津川中学校	46-3666	志津川字助作1番地1
	歌津中学校	36-2019	歌津字伊里前123番地
	はまゆり教室	25-7740	志津川字沼田56番地
放課後児童クラブ	志津川地区放課後児童クラブ	47-1275	志津川字城場75番地2
	戸倉地区放課後児童クラブ	28-9366	戸倉字宇津野50番地10
	歌津地区放課後児童クラブ	36-4695	歌津字伊里前137番地1
病院	南三陸病院	46-3646	志津川字沼田14番地3
障害者支援	南三陸町相談支援センター (地域活動支援センター風の里)	29-6442	志津川字沼田14番地3 (総合ケアセンター南三陸内)
宮城県の機関	宮城県気仙沼保健福祉事務所	21-1356	気仙沼市東新城三丁目3番地3
	宮城県東部児童相談所気仙沼支所	21-1020	
	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課助成支援班	022-211-2532	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 (宮城県庁内)
	宮城県母子・父子福祉センター (公財 宮城県母子福祉連合会)	022-295-0013	仙台市宮城野区安養寺三丁目7番3号
	宮城県女性相談センター	022-256-0965	

## 医療機関の情報

### ○町内の医療機関

医療機関名	受付時間	所在地・連絡先
南三陸病院(小児科) ※予防接種は予約制	月・水・金 午前：8時30分～11時	南三陸町志津川字沼田14番地3 Tel.0226-46-3646
佐藤徹内科クリニック ※1歳以上のお子さんから診療可 ※予防接種は事前予約制	月～土 午前：8時45分～12時 午後：1時45分～5時 ※水・土は午前のみ	南三陸町志津川字沼田144番地45 Tel.0226-47-1175
歌津八番クリニック ※6歳以上のお子さんから診療可 ※予防接種は事前予約制	月～土 午前：9時～11時30分 午後：2時～4時30分 ※水・土は午前のみ	南三陸町歌津字柘沢77番地1 Tel.0226-36-9511

### ○町内の医療機関(歯科)

医療機関名	受付時間	所在地・連絡先
南三陸病院 (歯科口腔外科) ※予約制	月～金 午前：8時30分～11時	南三陸町志津川字沼田14番地3 Tel.0226-46-3646
志津川歯科クリニック ※予約制	月・火・水・金・土 午前：9時～12時 午後：2時～5時 ※週内に祝日がある場合は木曜日も診療	南三陸町志津川字南町203番地7 Tel.0226-46-5678

### ○近隣の夜間、休日対応医療機関

医療機関名	受付時間	所在地・連絡先
石巻市 夜間急患センター	月～金 午後7時～午後10時 土曜日 午後6時～翌朝7時 日曜・休日 午後6時～翌朝6時	石巻市蛇田字西道下71番地 (石巻赤十字病院敷地内) Tel.0225-94-5111

☆かかりつけ医を持ちましょう。

### ○宮城県子ども夜間安心コール

夜間のお子さんの急な発熱やけがのとき、経験豊富な看護師がすぐに診療すべきか、翌朝まで様子をもても大丈夫かなどの相談に応じます。

相談時間：午後7時～翌朝8時

電話番号：#8000または022-212-9390

### ○広域休日救急当番医

気仙沼・本吉地区において、休日診療に地域の当番医が対応します。町広報紙又は町ホームページにて、確認してください。



令和6年3月

発行：南三陸町保健福祉課